

改定概要
週休2日工事の拡大について
～令和5年度における「週休2日交替制」の導入～

1 週休2日工事のタイプ別の定義

- (1) 現場閉所型・・・対象期間において、4週6休以上※1の現場閉所を確保する取組。
- (2) 交替制・・・・・・対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週6休以上※1の休日を確保する取組。

※1：漁港漁場工事においては4週8休以上

2 令和5年度週休2日対象工事

(1) 週休2日（現場閉所型）工事

熊本県農林水産部が発注する建設工事のうち、原則として、下記（2）に該当する工事を除いたすべての工事を対象とする。

(2) 週休2日（交替制）工事

社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所が困難な以下の工事を対象とする。

- 1) 工期や作業工程に制約がある工事（供用開始日が決まっている工事など）
- 2) 災害復旧工事
- 3) 施工個所が点在する維持補修工事（維持補修委託など）

※応急工事（緊急随契を行うような工事）については、週休2日の対象外とする。

3 実施方法

- (1) 令和5年4月1日以降の入札公告等から適用とする。
- (2) 週休2日対象工事は「受注者希望型（先積み方式）」で発注を行う。
- (3) 契約後受注者が、工事着手前に週休2日の実施の有無を書面協議し、決定する。
- (4) 当初発注時に設定したタイプからの変更（現場閉所型⇄交替制）は認めない。
- (5) 提出書類

現場閉所型：休日（現場閉所）取得計画実績表

交 替 制：休日取得状況表

(6) 確認方法

受注者は、実施報告として、毎月、休日取得を取りまとめた書類を監督員に提出する。

監督員は、休日を確認する根拠資料として、既存の資料等※2（休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）の提示を求め、休日の状況を確認する。

※2：働き方改革の目的より、受注者の負担を増加させないため既存資料の提示とする。

(7) 経費補正

現場閉所又は平均休日率の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じて補正係数を見直し、請負代金額を減額変更する。（【資料1】参照）

(8) 対象期間（変更なし）

- ・始期：工事着手日
- ・終期：工事施工範囲内の全ての作業（後片付けを含む）が完了した日※3

※3：現場作業完了後の書類整理等は対象期間から除外する。工事現場事務所は工事施工範囲外に設置するため、後片付けの対象に含まない

4 「週休2日試行工事」実施要領について

令和5年4月改定版より、土木工事編、港湾工事編、営繕工事編に分冊する。